

個人データの外国にある第三者への提供について

令和4年4月制定

デジタルアセット証券株式会社

当社では、外国証券または預託証券の取引を円滑に行っていただくため、「外国証券取引口座約款」（以下「約款」といいます。）により、外国（※）にある第三者への個人データの提供についてお客様のご同意をいただいておりますが、約款をご確認いただいた時点において、個人データの提供先となる外国にある第三者が特定されていないことがあります。

事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、個人情報保護宣言に記載のとおり、当社に情報提供をご請求いただけます。

※「外国」からの除外について

以下のリンク先に記載された国については、個人情報保護委員会の決定により「外国にある第三者」の「外国」から除かれます。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210101_h31iinkaikokuji01.pdf

1. 提供先の外国第三者に関する事項をあらかじめ特定できないことについて

外国にある第三者に個人データを提供する場合には、原則として、当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等を公表したうえでご同意いただくこととされておりますが、お客様が将来お取引いただく金融商品や、当該金融商品に関連して個人データの提供を要請する外国当局・保管機関等を事前に把握することができないため、事前に特定して公表することができません。

しかし、外国証券または預託証券のお取引に際しては、発行者や取引所が所在する国等の法令等を遵守し、配当金等の果実を円滑に受領していただくために、当該国等の求めや所定の手続きに応じて、個人データの第三者提供を行わなければならない場面があります。

このような場面において、円滑に外国証券または預託証券に関する手続きを進めるため、約款記載のとおりあらかじめ個人データの第三者提供に関する同意をいただいております。

2. 提供先となる外国の候補

提供先となる外国（当社の取り扱う外国証券の発行者、保管機関、外国金融商品市場の所在国等）の候補は、現在以下のとおりです。

- ・米国、香港

3. 外国における個人情報の保護に関する制度等の調査

個人情報保護委員会では一定の国または地域における個人情報の保護に関する制度について調査し、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異の把握に資する情報を公表していますのでお知らせします。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/>

- ・外国における個人情報の保護に関する制度等の調査

4. 米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」に関するご案内

お客様が米国のFATCAへの対応として米国内国歳入庁（IRS）へ情報提供する場合には、お客様の情報（氏名・名称、住所・所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものといたします。なお、IRSにおいては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイトに掲載されておりますのでお知らせします。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf

以上